

第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

生物多様性が豊かに維持され、その恵沢を私たちや将来世代があまねく享受できるよう、本県の緑豊かな森林、清流等の優れた自然環境を保全するとともに、希少野生動植物等の保護・管理や、特に、生態系等への影響が懸念される外来種対策に取り組みます。

また、社会経済活動の進展による影響を最小限にするため、循環型農業などの促進や、各種開発事業等における環境配慮の取組を進めます。

さらには、私たちが生物多様性の重要性を共有し、自主的かつ連携・協働した取組が促進されるよう、人財の養成や地域づくりなどの実践活動に取り組みます。

なお、この第3節は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、「生物多様性やまぐち戦略」とします。

現状と課題

○ 本県は、豊かな自然環境に恵まれており、県内最高峰を誇る寂地山や日本最大のカルスト台地である秋吉台、穏やかな多島海美の瀬戸内海と荒々しい浸食海岸美の日本海など、特徴のある自然がいたるところに見られるとともに、それぞれの地域に多様な生態系が形成されています。

このような優れた自然を保全し、県内に生息・生育する野生動植物の保護等を図るために、8か所の自然公園、10か所の緑地環境保全地域、33か所の自然記念物、81か所の鳥獣保護区等の指定を行っています。

○ 本県では、これまでに「レッドデータブックやまぐち」の作成や「山口県希少野生動植物種保護条例」の制定等により生物多様性の保全に努めてきましたが、国においては、平成20年に「生物多様性基本法」を制定し、平成24年9月には、新たな「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定したところです。

○ 豊かな自然環境に恵まれている本県においても、各種開発や森林の管理不足、希少種の盗掘、外来種の侵入等の人間が関わる活動や地球温暖化による影響により、森林や河川、藻場・干潟など、野生動植物の生息・生育に適した生態系への影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されており、多様な生態系を保全・再生するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の保護や外来種対策を推進する必要があります。

その一方で、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの個体数増加や分布域拡大により、生態系への影響や農林業被害が深刻化しています。ツキノワグマは、人里近くに出没し人身被害等を発生させることから、地域住民との間に軋轢が生じており、これらの野生鳥獣の被害防止対策を講じていくことが必要です。

- 秋吉台地域においては、年間を通じたエコツアーが実施され、岩国市錦町のオオサンショウウオ生息地や周防大島町のニホンアワサンゴ群生地など、県内各地で地域固有の自然資源を活用しながら地域を活性化する取組が進んでいます。

生物多様性を守り、将来の世代に引き継ぐためには、多くの県民が、こうした自然や生きものとのふれあいを通じて、生物多様性の現状や大切さを実感し、主体的に行動していくことが重要です。

施策展開の方向

生物多様性基本法に基づく「生物多様性やまぐち戦略」の目標を次のとおりとし、具体的な施策を展開します。

目標1 『多様な生態系を保全・再生し、その恵みの持続可能な利用を進めます』

野生動植物の生息・生育の場である森林、草原、河川、藻場・干潟など地域に固有の生態系を保全・再生するとともに、社会経済活動による影響を最小限にします。

目標2 『希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進めます』

県内に生息・生育する野生動植物が将来にわたり存続できるよう、希少野生動植物の保護増殖を図ります。また、外来種による生態系等への被害防止のため、優先度を踏まえ防除に努めます。

目標3 『生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動を促進します』

生物多様性に関する取組を進めるため、生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動につながるよう努めます。

1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

(1) 優れた自然環境の保全
(2) 希少野生動植物の保護
(3) 野生鳥獣の保護・管理
(4) 外来種対策の推進
(5) 豊かな森林づくりの推進
(6) 里山・里海の保全・再生
(7) 身近な緑の保全・創出
(8) 水質（清流）の保全
(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進
(10) 天然記念物の保護・管理

2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

(1) 循環型農業の推進等

(2) 開発事業等における配慮

3 行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進

(1) 普及啓発の推進

(2) 自然と人とのふれあいの確保

(3) 地域固有の自然資源を活用した地域づくりの推進

(4) 生物多様性の環境教育・環境学習の推進

(5) 地球温暖化対策の推進

1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

(1) 優れた自然環境の保全

- 自然公園や緑地環境保全地域等においては、関係法令等による開発行為や動植物の捕獲・採取等の規制を行います。
- 自然公園管理員等による巡視や公園の適切な利用方法の指導を行うなど、優れた自然環境や野生動植物の重要な生息・生育地の保全に努めます。
- 国定公園や県立自然公園を適切に保全管理するため、自然環境や社会環境の変化に応じて、公園区域の再編成や拡張、地種区分の見直しを行います。
- 本県を代表する秋吉台国定公園においては、「カルスト高原」特有の生態系や野生動植物と平成17年にラムサール条約湿地に登録された「秋吉台地下水系」を維持・保全するため、関係機関・団体や専門家と連携・協働し、実態調査や保全活動を推進するとともに、秋吉台の自然環境を維持するための「山焼き」の運営等を支援します。
- また、県内他地域においても、必要に応じて、関係団体等と連携・協働しながら実態調査等を実施し、優れた自然環境の保全に努めます。
- 「世界ジオパーク」の認定に向けた美祢市での取組に対し必要な助言等を行っています。

(2) 希少野生動植物の保護

- 「レッドデータブックやまぐち」に掲載された希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要性のある種については、希少野生動植物保護対策検討委員会等の専門家の意見等を聴きながら、山口県希少野生動植物種保護条例に基づき、新たな「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲・採取の禁止等の規制を行います。

- 必要な場合は、「指定希少野生動植物種保護員」を設置して、保護の重要性の啓発や生息・生育地の状況調査、巡視活動等を行うとともに、効果的な保護増殖事業を計画的に実施します。
- 県民と協働した保護対策を進めるため、「希少野生動植物種保護支援員」を募集し、活動支援のための研修や情報提供等を行います。
- 県内に生息・生育する希少野生動植物の適切な保全対策の基礎資料となる「レッドデータブックやまぐち」の改訂について検討します。

(3) 野生鳥獣の保護・管理

- 野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区、特別保護地区を指定し、捕獲等を禁止するとともに、境界線を明確にする標識の整備や鳥獣保護員による巡視等を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。
- イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等については、鳥獣の保護と農林水産業等との両立や人身被害の回避を図るため、「特定鳥獣保護管理計画」を策定し、市町の被害防止計画や関係機関・団体との連携を図りつつ、効果的な保護管理対策を推進します。
- 地域ぐるみ型の被害防止活動や緊急捕獲対策、広域協議会を核として市町が連携して実施する捕獲・防護対策、捕獲鳥獣の食肉利用の取組を支援します。
- 狩猟者の減少・高齢化が進んでいることから、狩猟免許取得の支援や優れた捕獲技術等を有する「有害鳥獣捕獲マイスター」等による捕獲技術研修等を実施するなど、捕獲の担い手の確保・育成に積極的に取り組みます。

(4) 外来種対策の推進

- 外来生物法により指定されている特定外来生物については、県内における生息・生育状況や生態系、農林水産業、生活環境等への影響の把握に努めます。
- 外国産ペットを野外に放つことによる野生化など、外来種が引き起こす悪影響について普及啓発を行い、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来生物被害予防3原則を、県民に広く定着させます。
- アライグマやブラックバス等の県内に定着し生態系や農林水産業等に被害を及ぼしている外来種については、市町や県民、NPO、事業者、研究機関等と広く連携・協働しながら効果的・効率的な防除に努めます。

(5) 豊かな森林づくりの推進

- 森林が有する水源涵養、大気浄化など多面的機能の維持や自然学習・体験の場とし

ての活用を図るとともに、多様な生物の生息・生育の場として、森林の計画的な整備を進めます。

- 林業後継者の育成、NPOと協働して行う里山再生活動の推進、県産木材の需要拡大等も図りながら、森林の適正な維持・造成に取り組みます。
- 「緑の少年隊」の育成や都市住民等によるボランティア活動を支援するなど、森林を社会全体で支える取組を促進します。

(6) 里山・里海の保全・再生

《里山》

- 人々の生活と密接に関わってきた里山を健全で美しく再生するため、「第63回全国植樹祭」の開催で高まった都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア、竹林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。

《里海》

- 藻場・干潟は、水質浄化機能を有し、魚介類の産卵・生育の場としても重要であることから、漁業者が主体となり、地域住民と協働しながら保全・再生に努めます。
- 良好的な海岸の保全に向けて、普及啓発や美化活動の推進に努めます。

(7) 身近な緑の保全・創出

- まちの緑のオープンスペースとして都市公園の整備を進めるとともに、庁舎、学校等の公共施設や道路、河川、湖沼、海岸周辺の緑化を推進し、適切な管理に努めます。
- 公共・公益施設への緑化樹の無償提供や緑化相談を実施するなど、身近な緑の保全・整備を推進します。
- 工場・事業場における緩衝緑地の整備、緑地協定等による休閑地や遊休地の緑化の推進、風致地区や緑地保全地区等の指定による良好な緑の保全を進めるとともに、地域で永く親しまれている鎮守の森、社寺林や屋敷林等の地域ぐるみの参加による保全・整備促進も図っていきます。

(8) 水質（清流）の保全

- すべての主体の連携・協働のもと、森林等の保全と適正な管理や河川、海の保全活動等の促進により、水質の浄化や維持に努めます。
- 地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進します。

- 廃棄物の適正処理の推進や不法投棄等の監視・指導に取り組み、河川や地下水の水質汚染の未然防止に努めます。

(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進

- 槇野川流域においては、「やまぐちの豊かな流域づくり構想」に基づき、産学官民の連携・協働により、源流域の森林の整備や河川の清掃、山口湾の藻場・干潟の再生活動、カブトガニのモニタリング調査など様々な取組を特色ある地域づくりとして推進しており、今後は、県内他流域での地域の実情に応じた取組を進めていきます。

(10) 天然記念物の保護・管理

- 学術上貴重な動植物やその生息・生育地は、国や県、市町において「天然記念物」として指定し保護を図ります。指定後は、開発工事等を規制し、現状変更の許可条件として動植物に影響の少ない工法の採用を求めます。

2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

(1) 循環型農業の推進等

- 農業生産における肥料・農薬の適正使用の啓発や家畜排せつ物のたい肥利用の促進に取り組みます。
- 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、より積極的に化学肥料・化学農薬を削減する意欲の高い農業者については、「エコやまぐち農産物認証」への取組を推進し、自然環境に配慮した循環型農業の実践に努めます。
- 中山間地域等の遊休農地の有効活用等を図るため、牛の放牧により農地保全を行う「山口型放牧」の更なる普及にも積極的に取り組みます。

(2) 開発事業等における配慮

- 各種開発事業等の実施にあたっては、環境影響評価等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、保全に関する適切な配慮措置に加え、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた対策を講じるよう指導します。

《農用地》

- ほ場整備事業などの基盤整備においては、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、その種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を地域住民の理解・参画を得ながら推進し

ます。

《道路》

- 道路事業着手にあたっては、「環境地図（快適環境づくりシステム地図情報）」により環境に関する諸状況のチェックを行い、対策が必要となった場合は、適切な対策を講じて事業を実施します。
- 地域高規格道路などの大規模な道路改築事業については、設計段階から猛禽類等の希少動植物を現地調査し、適切なルートの選定や繁殖期を避けるなど施工時期の検討を行います。
- 工事の施工にあたっては、野生動植物への影響を考慮し、沈砂池の設置など濁水発生の軽減に努めるとともに、低騒音型の機械の使用など騒音の低減を図ります。

《河川》

- 河川の整備にあたっては、「環境チェックリスト」により希少野生動植物、天然記念物等の生息・生育状況を確認し、野生動植物等に配慮し事業を実施します。
- 護岸については、環境保全型ブロックを採用するなど野生動植物の多様な生息・生育環境に配慮した構造とします。
- 河床掘削等が必要な場合は、現在の河川の状況を確認の上、上下流の連続性を確保し、瀬や淵の復元に努め、魚類や水際の植生など野生動植物の生息・生育環境に配慮した計画とします。

《海岸》

- 海岸の整備にあたっては、生態系や景観等に配慮して工事を行うとともに、背後地の状況を踏まえ、高潮対策事業における階段式護岸や浸食対策事業における養浜など、親水空間や干潟の浄化機能等を付加した整備を行います。その際は、漁業関係者や住民の理解と協力を得ながら、可能な限り野生動植物の生息・生育環境の保全・再生や海辺環境の保全に対応した施設配置計画を行います。
- 工事にあたっては、生態系や周辺環境に配慮した施工計画を作成し整備を進めています。

《都市》

- 生物多様性を確保するためには、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画に基づき、緑地や水辺を適切に配置し、生態系ネットワークの形成を図る必要があります。具体的には、都市公園整備事業等により緑地の保全を図るとともに、自然的環境を創出することにより水と緑のネットワークの形成に努めていきます。

3 行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進

(1) 普及啓発の推進

- 生物多様性の重要性を県民と共有するため、環境関連イベントやウェブサイト、情報誌、リーフレットなど様々な機会や媒体を活用して情報発信します。
- 環境学習推進センターなど関係団体・機関と連携・協働して普及啓発を進め、暮らしの中で生物多様性を意識するライフスタイルへの転換や生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進します。
- 公益法人等の基金や企業の助成金などを活用して、NPO等民間団体による生物多様性保全の取組が継続的に行われるよう支援していきます。

(2) 自然と人とのふれあいの確保

- きらら浜自然観察公園や秋吉台エコ・ミュージアムでは、県民や青少年を対象とした自然解説指導や自然観察会、体験活動等を定期的に開催するなど、自然とのふれあいや体験のできる場として活用を進めます。
- 愛鳥モデル校の指定、緑の少年隊の活動支援、鳥獣保護センター(宇部市常盤動物園)や協力獣医師と連携した傷病鳥獣の保護等を通じて自然保護思想を広めていきます。
- 自然公園やビジターセンターでは、工夫を凝らした広報活動を展開するとともに、自然公園施設等の計画的な整備・維持補修や企画事業、展示内容の充実等を図り、より多くの県民が快適に自然とふれあえる機会や場を提供します。

(3) 地域固有の自然資源を活用した地域づくりの推進

- 自然公園をはじめ県内各地域において、ニホンアワサンゴ群生地の保全・活用など魅力ある取組が実施され、生物多様性の保全等が地域の活性化につながるよう、多様な主体が連携・協働した地域づくりの取組を支援します。

(4) 生物多様性の環境教育・環境学習の推進

- 環境学習推進センターなどの環境学習や、小・中・高等学校での環境教育において、環境保全の観点として生物多様性の保全という考え方を取り入れ、家庭や学校、職場、地域等において、生物多様性への認識が深まるよう努めます。

(5) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化による生物多様性への影響緩和に向け、「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、事業者、行政等が積極的に地球温暖化対策に取り組みます。

平成32年度までの目標

環境指標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全		
世界ジオパーク認定件数	0件(H24)	1件(H32)
希少野生動植物種保護支援員数（累計）	741人(H24)	1,000人(H32)
鳥獣保護区指定箇所数	81か所(H25)	現状維持(H28)
特定外来生物確認数	17種(H24)	新たに定着させない(H32)
水源の森の整備	22,054ha(H24)	28,000ha(H32)
1人当たりの都市公園の面積	14.0m ² /人(H24)	15.8m ² /人(H32)
豊かな流域づくり取組箇所数	3か所(H25)	8か所(H32)
エコやまぐち農産物認証件数	290件(H23)	500件(H28)
生物多様性の認知度	28.6%(H24)	75.0%以上(H32)
エコツーリズム推進団体数	1団体(H25)	5団体(H32)

(参考) 生物多様性について

1 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

(1) 生態系の多様性

森林、草原、河川、干潟、サンゴ礁など様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること

(2) 種の多様性

いろいろな動物や植物、菌類、バクテリアが生息・生育していること

(3) 遺伝子の多様性

同じ種であっても個体や個体群の間で遺伝子レベルでの違いがあること

2 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、食料や水、木材、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられていますが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ4つに分類されています。

供給サービス	調整サービス	文化的サービス	基盤サービス
食料、水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源の提供など	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など	審美的価値、宗教的価値、レクリエーションの場の提供など	光合成による酸素の供給、栄養塩の循環、土壌形成など

3 生物多様性の4つの危機

生物多様性の危機は、次の4つの危機に整理されています。

■第1の危機（開発など人間活動による危機）

- ・森林伐採、埋め立て、観賞用や商業的利用のための個体の乱獲・盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響

■第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

- ・里地里山の管理不足など、産業構造・資源利用の変化、人口減少・高齢化等により人間の働きかけが縮小撤退することによる影響
- ・鳥獣による農林業被害や生態系への影響の深刻化

■第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

- ・外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる影響

■第4の危機（地球環境の変化による危機）

- ・地球温暖化のほか、強い台風の増加や降水量の変化等の気候変動、海洋酸性化などの地球環境の変化による影響

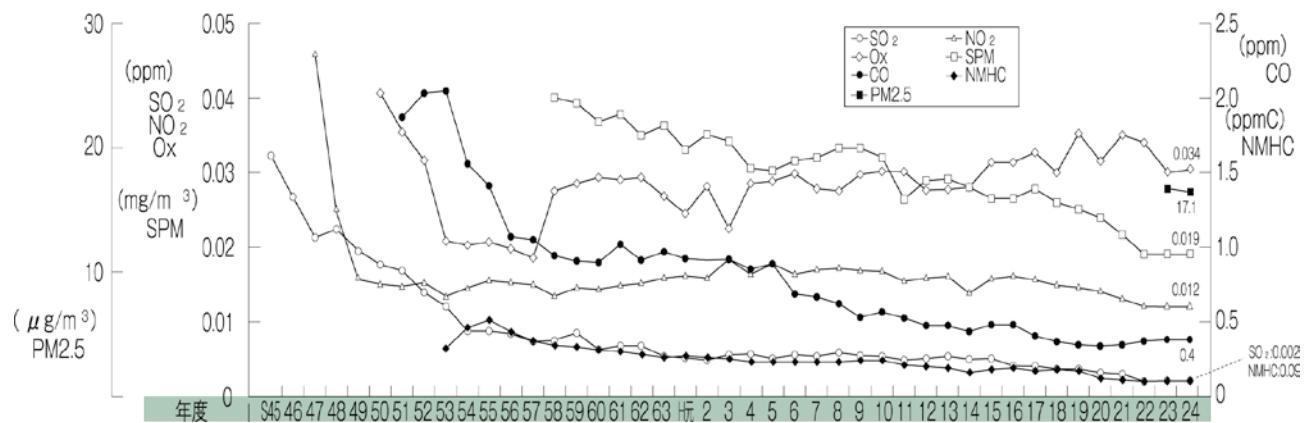
第4節 大気・水環境等の保全

大気、水、土壤等の環境状況や環境への負荷量の監視・測定に努めるとともに、良好な環境の保全・創造、汚染・汚濁の防止対策や環境の維持・向上に向けた対策の実施など、各種施策・取組を総合的に推進します。

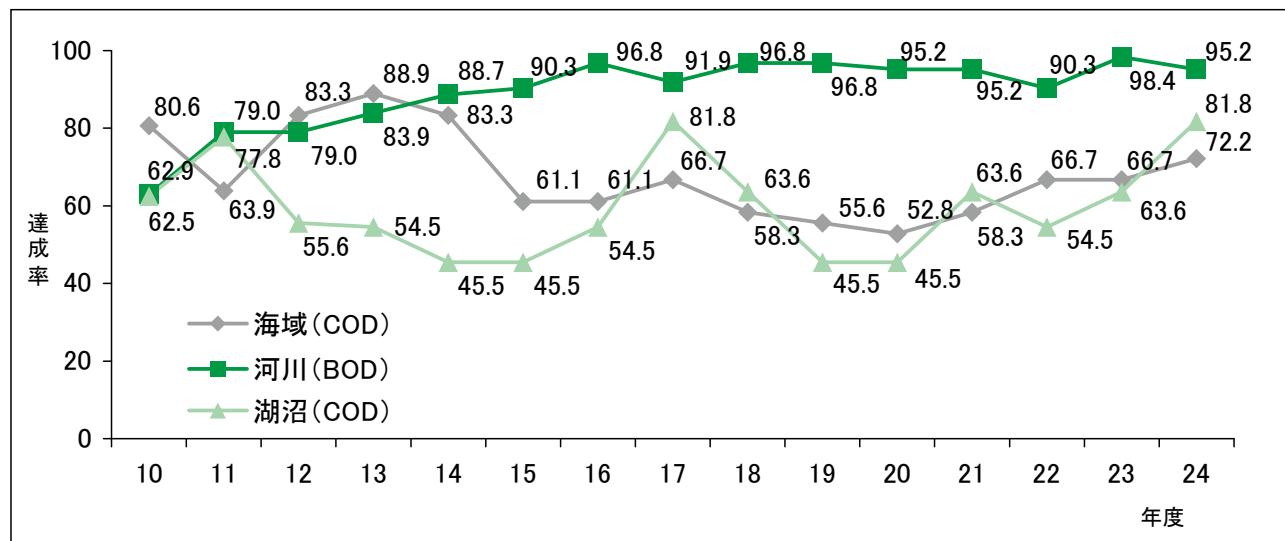
現状と課題

- 大気、水質等の本県の環境は改善が図られ、比較的良好な状況で推移しています。
- 大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は、全測定期で環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質（S P M）、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（以下「PM 2. 5」という。）については、気象、黄砂等の自然的影響もあるものの環境基準を達成していない状況にあり、今後とも、工場・事業場や自動車の排出ガス対策など各種対策の推進が必要です。
- 平成21年9月に国がPM 2. 5の環境基準を設定したことを受け、県では順次測定期を整備して常時監視を実施し（平成24年度末測定期設置状況：県15局、下関市4局、国1局）、測定データを1時間毎に更新しながら、県のホームページに掲載しているところですが、平成25年2月に国がPM 2. 5濃度上昇時における注意喚起の暫定指針を示したことを見て、迅速な情報提供等、PM 2. 5対策の推進が必要です。
- 自動車交通騒音の主要幹線道路の環境基準の達成率は、93%（平成24年度）という状況であり、今後とも、自動車騒音・振動対策の推進に取り組む必要があります。
- 水環境については、C O D又はB O Dの環境基準の達成状況（平成24年度達成状況：海域72. 2%、河川95. 2%、湖沼81. 8%）は、近年、河川では向上し、海域及び湖沼では概ね横ばいの状況で推移していますが、今後とも、生活排水対策など各種対策の推進が必要です。
- 土壤環境については、土壤汚染対策法の改正を踏まえ、汚染された土壤による健康被害の防止を図るため、今後も土壤汚染の状況把握と適正な指導の実施が必要です。
- ダイオキシン類や環境ホルモンの環境調査の結果では、ほぼ全国数値の範囲内という状況ですが、今後とも、化学物質による環境汚染の未然防止を図るために、「化学物質排出把握管理促進法」に基づくP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）等による化学物質の適正な管理を促進することが必要です。
- 国の環境放射能水準調査に協力し、県内の放射能水準の把握に努めるとともに、測定期結果の県民への迅速な情報提供が必要です。

【主な大気汚染物質の経年変化（年平均）】



【水環境の環境基準達成率の経年変化】



施策展開の方向

1 大気環境の保全、騒音・振動の防止

- (1) 工場・事業場対策の推進
- (2) 自動車排出ガス対策の推進
- (3) 光化学オキシダント対策の推進
- (4) PM2.5対策の推進
- (5) アスベスト対策の推進
- (6) 悪臭対策の推進
- (7) 工場・事業場騒音・振動対策の推進
- (8) 自動車騒音・振動対策の推進
- (9) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進
- (10) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

2 水環境の保全

- (1) 生活排水対策の推進
- (2) 工場・事業場対策の推進
- (3) 河川・湖沼水質保全対策の推進
- (4) 海域の保全対策の推進
- (5) 瀬戸内海の富栄養化防止対策の推進
- (6) 地下水の汚染対策の推進
- (7) 保水能力の向上
- (8) 安心・安全な水道水の供給

3 土壤環境の保全

- (1) 土壤汚染対策の推進
- (2) 農用地の土壤汚染対策

4 化学物質等の適正管理の推進

- (1) 化学物質等の適正な管理
- (2) 農薬による危被害防止
- (3) ダイオキシン類対策

5 環境放射線対策の推進

1 大気環境の保全、騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

○ 工場・事業場からの大気汚染物質の排出状況については、引き続き、法や条例等に基づき、排出規制や排出低減に関する監視や指導の徹底を図るとともに、中小事業場等の小規模発生源についても、排出実態を把握し、燃料使用の効率化、良質燃料の使用、環境負荷の少ない設備の導入を促進します。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について、汚染状況を把握するとともに、取扱工場に対する排出量削減を要請するほか、県民への情報の提供を行います。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

○ 自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）等を削減するため、排出ガス規制の一層の強化を国に働きかけるとともに、良質燃料の使用や排出ガス規制の遵守の徹底、低公害車の導入拡大、ディーゼル微粒子除去装置（DPF装置）装着の促進に努めます。

- アイドリング・ストップ等のエコドライブの普及を図るとともに、鉄道、バス等の公共交通機関の利用促進、パーク・アンド・ライドやノーマイカーデー運動の実施など、自動車の効率的利用に向けた取組を進めます。
- 道路の整備や構造の改良、交差点の改良、交通管制システムの高度化や交通情報の提供による交通流の分散化、円滑化を図るとともに、街路樹、緑地帯による沿道緑化を推進します。

(3) 光化学オキシダント対策の推進

- 光化学オキシダント対策については、情報を関係機関に迅速に提供し、主要発生源に対する窒素酸化物排出量の削減要請等を行うとともに、県民に周知し、大気汚染の拡大防止及び健康被害発生の防止を図ります。
また、隣接県と共同し、広域的な緊急時の対応方法の検討を進めます。

(4) PM 2.5 対策の推進

- 本州の西端に位置する本県の地理的特性も踏まえ、現状の監視体制を継続するとともに、毎日の予報や濃度が上昇した時の注意喚起等について、県ホームページやメールの配信などによる県民への迅速できめ細やかな情報提供に努めます。
- 日韓海峡沿岸 8 県市道における PM 2.5 の広域分布調査や、中国山東省との大気汚染をテーマとする環境技術交流など、大気汚染対策に関する国際交流にも努めます。

(5) アスベスト対策の推進

- 特定粉じん等作業現場や、法規制対象外事業所に対しても加工による大気中への石綿の飛散がないよう指導に努めます。
また、引き続き、県健康福祉センター等に「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく申請受付や相談の窓口を設置するとともに、県土木建築事務所等に建築・住宅相談窓口を設置し、アスベスト対策を推進します。

(6) 悪臭対策の推進

- 工場・事業場からの悪臭物質の排出については、引き続き、法や条例等に基づき、市町と連携した排出規制や排出削減に関する指導の徹底を図るとともに、日常生活に起因する悪臭を防止するための啓発に努めます。
- 家畜排せつ物については、たい肥化施設の整備を進めるとともに、環境改善技術の普及に努めます。

- 地域に根ざしたかおり、やすらぎを与えるかおりなど、地域にとって好ましいかおりの保全・創出を図り、良好なかおり環境の形成に努めます。

(7) 工場・事業場騒音・振動対策の推進

- 工場・事業場の騒音・振動、特定建設作業に伴う騒音・振動については、引き続き、法や条例等に基づき、市町と連携した指導や遵守の徹底を図ります。

(8) 自動車騒音・振動対策の推進

- 遮音壁や植樹帯の設置、低騒音舗装の整備を進めるとともに、道路の整備、交通管制システムの高度化や交通情報の提供による交通流の円滑化、分散化を図ります。
また、自動車利用のマナー向上に向けた啓発に努めます。

(9) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進

- 新幹線鉄道の騒音・振動については、実態調査を行うとともに、関係機関に改善要請を行い、車両の改善、緩衝工の設置、架線改良等の発生源対策、住宅防音工事による障害防止対策を促進します。
- 航空機の騒音については、実態調査を行うとともに、関係機関に改善要請を行い、低騒音型の航空機の導入等の発生源対策や運航管理対策、住宅防音工事による障害防止対策を促進します。

(10) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

- 深夜営業等に伴う騒音については、条例に基づき、規制、指導に努めるとともに、県民、事業者へのモラルやマナーの向上を図るための啓発に努めます。
- 地域に根ざした音、やすらぎを与える音、昔懐かしい音など、地域にとって好ましい音の保全・創出を図り、良好な音環境の形成に努めます。

2 水環境の保全

(1) 生活排水対策の推進

- 生活排水による汚濁負荷を抑制するため、「污水処理施設整備構想」や「生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、地域の特性に応じ、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。

特に、対策を総合的に推進する必要がある地域については、生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策の一層の促進を図ります。

- 净化槽の保守点検や法定検査の周知を行うなど、生活排水処理施設の維持・管理の徹底を図るとともに、既存みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進します。
- 使用済みの食用油や調理くずの適正処理、石けん、洗剤の適正使用等に関する普及啓発及び実践活動を促進します。

(2) 工場・事業場対策の推進

- 工場・事業場からの排水については、引き続き、法や条例等に基づき、排水規制や排出低減に関する監視や指導の徹底を図ります。
- 排水基準が適用されない小規模事業場等に対しては、排出水の特性等を考慮した適正な排水処理等の必要な指導に努めるほか、魚類養殖における給餌方法の適正化の指導を図るとともに、肥料や農薬の適正使用や家畜排せつ物のたい肥化など、有効利用を促進します。

(3) 河川・湖沼水質保全対策の推進

- 生活排水、工場・事業場排水、農畜産排水等による汚濁負荷の抑制対策を進めるとともに、水域や地域の状況に応じた、浚渫等の対策を講じ、水質浄化に努めます。さらに、水質浄化の実践活動の推進、「親と子の水辺の教室」の開催等による啓発活動を進めます。
- 河川については、地域ごとの「河川環境管理基本計画」のもと、河川の水質の保全や水量の確保、さらには、ビオトープの整備や多自然川づくりなど、良好な水辺空間の形成に努めます。
- 湖沼については、その特性を踏まえた水質保全対策を進めるとともに、富栄養化の原因となる窒素及びりんの削減にも取り組みます。

(4) 海域の保全対策の推進

- 工場・事業場や家庭からの海域への汚濁負荷の抑制を図るとともに、自然海岸、藻場・干潟の保全・再生に努めます。
また、地域住民やボランティアの協力を得て、海岸の清掃美化に努めます。
- 法や条例等に基づき、油流出事故の未然防止を図るとともに、赤潮や油流出事故の発生については、関係機関と連携し、迅速な情報連絡体制により、発生時の分布、拡大状況等の早期把握に努め、漁業被害の発生や拡大の防止に努めます。

(5)瀬戸内海の富栄養化防止対策の推進

- 瀬戸内海については、平成24年2月に策定した「第7次水質総量削減計画」に基づき、COD、窒素及びりんについて、汚濁負荷量の抑制対策を総合的に進めます。

(6)地下水の汚染対策の推進

- 地下水については、トリクロロエチレン等の有害物質について、法や条例等に基づき、排出状況の監視、使用の抑制等の指導の徹底を図り、汚染の未然防止対策を進めるとともに、地下水汚染が判明した場合には、汚染原因を調査し、汚染の拡散防止等の適切な対策を講じます。

(7)保水能力の向上

- 高い保水・浄化の能力や機能を有する森林の保全管理・整備を進めるとともに、里山の保全管理、水田、棚田等の農地の適切な維持管理、湖沼や湧水池等の保全・整備を進めます。
- 工場・事業場の用水については、水の循環使用及び雨水や下水処理水等の中水の再利用を促進するとともに、一般家庭については、節水意識の啓発のほか、節水機器の使用や雨水の利用等の普及を図ります。
また、農業用水については、適正な用水管理を促進するとともに、利水施設の整備等により水利用の合理化を図ります。
- 森林、農地や農業用水路等を保全・整備するとともに、市街地における透水性舗装や貯留浸透型の雨水排水設備等により、雨水の地下浸透を進めます。

(8)安心・安全な水道水の供給

- 上流地域における森林の保全や水質保全対策の推進、浄水場における適切な水質管理の実施により、安全でおいしい水の確保に努めます。

3 土壤環境の保全

(1)土壤汚染対策の推進

- 土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査等による指定基準の超過が認められる場合には、区域の指定等を行います。
また、汚染された土壤による健康被害を防ぐため、事前の相談体制を徹底するとともに、適切な管理等について指導に努めます。

(2) 農用地の土壤汚染対策

- 農用地については、土壤状況の把握に努めるとともに、化学肥料、農薬等の適正な利用の普及・指導に努めます。

4 化学物質等の適正管理の推進

(1) 化学物質等の適正な管理

- 化学物質を取り扱う事業者による、「化学物質排出把握管理促進法」に基づくP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）や化学物質管理指針に基づく自主的な管理の改善、排出削減対策の促進を図ります。

(2) 農薬による危被害防止

- 農薬による環境の汚染、人や動植物に対する被害、農薬残留など、農薬の使用に伴う危害の防止及び効率的な病害虫防除を推進するため、引き続き、「農作物病害虫・雑草防除指導基準」を策定するとともに、研修会等を通じて、農薬の適正使用の推進を図ります。

(3) ダイオキシン類対策

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導の徹底を図ります。また、「山口県ダイオキシン類対策指針」(平成25年改定)に基づき、平成32年度に平成9年度比99%削減を目指した排出削減対策や環境調査を計画的に実施するとともに、県民、事業者への情報提供に努めます。

5 環境放射線対策の推進

- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、国は全国のモニタリングポストの増設を行い、県内では6か所（既設1、新設5）の測定データをリアルタイムで公表しています。
引き続き、国の環境放射能水準調査に協力し、環境試料の採取・測定・調査（モニタリング）を行うことにより、県内の放射能水準の把握に努めるとともに、県ホームページ等を活用し、県民への迅速な情報提供に努めます。

平成32年度までの目標

環 境 指 標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
4 大気・水環境等の保全		
大気、水質等の環境基準の達成・維持		
□大気関係　・二酸化硫黄	100% (H24)	100% (H32)
・二酸化窒素	100% (H24)	100% (H32)
・一酸化炭素	100% (H24)	100% (H32)
□水質関係　・海域 (C O D)	72. 2% (H24)	100% (H32)
・河川 (B O D)	95. 2% (H24)	100% (H32)
・湖沼 (C O D)	81. 8% (H24)	100% (H32)
□ダイオキシン類	100% (H24)	100% (H32)
□その他、地下水、騒音、土壤汚染等の環境基準の向上 〔調査項目〕航空機騒音、新幹線騒音、道路騒音、地下水汚染、土壤汚染		
ダイオキシン類排出量【再掲】	99%削減(H9比)	99%削減(H32)
PM 2. 5に係るきめ細かな情報提供や広域的な汚染状況の把握		
環境放射線対策については、国の示す実施計画に沿って、環境試料の採取、測定・調査を実施		